

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
女子サッカー振興事業	令和5年4月1日	アイナックフットボールクラブ株式会社	7,800,000	<p>アイナックフットボールクラブ株式会社は、市民球団「INAC神戸レオネッサ」の運営会社であることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> WEリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 <p>以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel:078-322-5309)
市民スポーツ振興事業 (ヴィッセル神戸)	令和5年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社	150,000,000	<p>楽天ヴィッセル神戸株式会社は、市民球団「ヴィッセル神戸」の運営会社であることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> 多数の公認指導者等が在籍しており、これらの専門家を活用したサッカークリニックや市民講座を実施できる。 Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 クラブに所属するプロ選手の学校への派遣により、子ども達に夢を与える事業を展開できる。また、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じて、地域活性化に資することも出来る。 <p>以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel:078-322-5309)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>いぶきの森球技場一般開放及び施設管理・運営業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>楽天ヴィッセル神戸株式会社</p>	<p>10,872,360</p>	<p>1. 「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸㈱と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 2. 球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 3. このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel:078-322-5309)</p>
<p>ラグビーワールドカップレガシープロジェクト</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>兵庫県ラグビーフットボール協会</p>	<p>3,544,090</p>	<p>兵庫県ラグビーフットボール協会は、日本ラグビーフットボール協会参加の地域協会として、兵庫県下のスポーツ振興、ラグビーの普及・振興に資する活動を積極的に行っている。リーグワンのほか、セブンズや女子ラグビー、タグラグビーなど様々なカテゴリーの普及啓発事業や大会運営を実施している主体であり、県下のラグビースクールや学校、社会人ラグビーチームといった関係機関と連携・協力し、競技者、普及育成、ラグビーの強化など、発展に取り組んでいる。 また、同協会は、ラグビーワールドカップ2019神戸開催にあたっては大会前から本市と連携して普及啓発活動を行ってきた実績を有し、令和4年度の委託実績も良好で、成果をあげていることから、大会後のさらなる普及啓発活動を推進できるのは、上記経験やネットワークをもつ兵庫県ラグビーフットボール協会以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel:078-322-5309)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸ゆかりの美術館管理等委託業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>神戸新聞地域創造・神戸新聞事業者共同事業体 代表団体 株式会社 神戸新聞地域創造</p>	<p>42,047,000</p>	<p>ゆかりの美術館は、ファッション美術館のフロアの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等が共用であり、光熱水費の使用、空調・電話設備、監視システムなどが同館と分離できない。 そのため、清掃・警備・電話保守、共用設備・機械の管理補修、建築物設備点検などはファッション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。 以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業者共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館 小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館 (TEL: 078-858-1520)</p>
<p>三宮プラッツ活用実験事業業務に係る委託契約</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>株式会社トーハク</p>	<p>11,949,388</p>	<p>本委託事業は、「三宮プラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」に基づいて、三宮プラッツにおけるアートによるまちの賑わい創出等を目的に、活用促進並びに広報宣伝に係る事業企画及び管理運営業務等を委託するものである。 ㈱トーハクは、「三宮プラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」において、三宮プラッツ活用事業者選定委員会により、三宮プラッツの企画・経営・運営体制等に相応しいと判断、選定された事業者であり、その活用期間は最長5年(令和9年3月31日)までとなっている。 ㈱トーハクは令和4年度の期間における活用事業の実施にあたり、関係機関との調整、イベント実施時の安全確保等に関し、問題なく業務を遂行し、数多くの個人、団体へ働きかけることで新たに関係を築き上げ、日常的にイベントを開催した結果、令和4年度は約10,000人の来場者があったという実績を有している。 令和5年度の本委託事業を迅速かつ円滑に業務を履行するにあたり、当該空間の運用に精通し、三宮プラッツにおけるまちの賑わい創出について、知識とノウハウを有し、令和4年度の活用・運営状況も問題なかったことから、令和4年度に引き続き特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-5165)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>ブランチ神戸学園都市における「予約図書受取コーナー」業務委託</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸</p>	<p>2,981,000</p>	<p>当該団体は、既にブランチ神戸学園都市において、所有者である大和リース株式会社と協働で地域交流拠点を運営しており、当地で効率的、安定的な運営を期待できる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局中央図書館総務課 (Tel: 078-371-3351)</p>
<p>神戸市電子図書館サービス運用業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>株式会社図書館流通センター</p>	<p>3,696,000</p>	<p>本業務は、令和2年度に公募型プロポーザルを行い、当該事業者と契約し構築した電子図書館サービスシステムの運用業務である。本業務を遂行するためには、同システムのプログラム仕様や設定情報に係る知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、委託予定先はこれらを有する唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局中央図書館総務課 (Tel: 078-371-3351)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>史跡五色塚古墳他管理業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>特定非営利活動法人 輝かすみが丘</p>	<p>8,731,200</p>	<p>第5次期神戸市基本計画において、神戸の文化を継承し創造する取り組みとしてNPO等との連携強化と協働が謳われ、文化財保護の面においても地域等との連携による次世代への継承を更に進めていくことが課題となっている。これらの点に関しても、地域住民で構成される当団体はこのような条件に合致しており、五色塚古墳周辺でこのような事業を実施できる団体は他にない。 この団体は地元のNPO法人として小学校や地域の他団体と連携し、五色塚古墳を活用して地域に密着した活動を積極的に実施してきた実績があり、この点でも他に代わられる団体はない。 また、地域団体であるため、兵庫県のみどり税の助成を受けて古墳周囲に植栽を行い、史跡の景観向上にも寄与してきた。これまでの実績で、史跡の管理や見学者の対応についても良好な結果を得ている。 以上のように、当地域において、地域住民に密着して史跡の活用ができ、なおかつ史跡の十分な管理を行うことができる団体は他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (TEL:078-322-5798)</p>
<p>神戸市立博物館画像提供業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(株)DNPアートコミュニケーションズ</p>	<p>画像利用料の40%相当額 (上限2,800,000円)</p>	<p>委託先は、博物館が所有する資料に関する専門的知識を有し、それらを記録した画像を利用しようとする第三者からの問い合わせ、申し込みに対して博物館資料、画像の特性を把握した上で業務を遂行することが求められる。本業務は平成26年度下半期より平成31年度まで、公募型プロポーザル方式による委託を毎年度実施したが、企画提案書を提出し、本業務を受託した者は上記一社の状況が続いている。上記業者は東京国立博物館や福岡市博物館、ルーヴル美術館など国内外の主要博物館の同業務を受託しており、相乗効果による利用料徴収も見込まれる。上記業者と契約しなければ、適切な業務遂行と安定した利用料収入を達成することは困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館学芸課 (TEL:078-391-0035)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>旧生田文化会館施設管理業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>関電ファシリ ティーズ株式会社</p>	<p>2,804,670</p>	<p>・旧生田文化会館は県庁再整備等の進捗により、県による活用が見込まれるため、施設管理業務については半年ごとの契約にする必要があり、それに応じた施設管理のスケジュールの立案も必要になる。半年間の契約を締結することが条件となるが、これまで生田文化会館の施設管理業務を受託していた実績もあり、半年間の施設管理業務のスケジュールを立てられるのは、本業者しかいない。 ・本業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者との契約のもとで行っており、これまでの現場の状況等をよく把握している。また、半年間という短期間で、熟練した管理者と清掃員を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年生田文化会館の管理運営を受託しており、成績も良好である本業者しかいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交 流課 (Tel : 078-322-6495)</p>
<p>新・神戸文化ホール整備にかかる設計等・管理運営計画策定支援業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>(有)空間創造研究 所</p>	<p>18,161,000</p>	<p>「新・神戸文化ホール整備にかかる設計等・管理運営計画策定支援業務委託」公募型プロポーザル実施要領において、「成績良好であれば、契約を工事完了まで毎年度更新する」としており、設計資料に対して専門的・技術的助言等で非常に役割を果たしたと評価できるため、令和5年度も契約を更新することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交 流課 (TEL:078-322-6490)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>新・神戸文化ホール整備の設計等・管理運営計画策定支援業務</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>熊井一記</p>	<p>3,000,000</p>	<p>委託先候補については、令和4年度の当該契約において、専門的・技術的助言等で優れた成果を出したため、令和5年度も継続して契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL:078-322-6490)</p>
<p>神戸市における修正会の鬼の芸能(鬼追、追儼式、鬼踊)に関する基礎的研究業務</p>	<p>令和5年5月1日</p>	<p>園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部</p>	<p>2,632,500</p>	<p>特定の知見を有する大学(研究者)と契約しなければ、研究成果が達成できない。したがって、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (TEL:078-322-5798)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>「神戸っ子伝統文化体験事業ーまちに飛び出す伝統文化ー」茶道・華道事業運営業務</p>	<p>令和5年5月1日</p>	<p>神戸市茶花道会</p>	<p>3,335,840</p>	<p>当契約は伝統文化の普及及び伝承を目的とする事業であり、当該事業の講師をになうだけでなく、参加者に事業終了後も引き続いての地域の伝統文化の教室への招致や伝統文化への興味・関心をつなげていく必要がある等、その性質が競争入札に適しないものである。また本事業は計画上茶道および華道の両事業を不特定多数に向けて同時に行うため、多数の講師や専門の道具・知識を必要とし、その確保等もあわせて当委託先が確実かつ効果的かつ適正に業務を遂行できる能力・実績を有するのが神戸市茶花道会において他にないため、特命随意契約により当該事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel:078-322-5165)</p>
<p>「神戸っ子伝統文化体験事業ーまちに飛び出す伝統文化ー」和太鼓事業運営業務</p>	<p>令和5年5月1日</p>	<p>株式会社ワンウツド</p>	<p>2,799,020</p>	<p>本事業は計画上和太鼓事業を不特定多数に向けて同時に行うため、多数の講師や専門の道具・知識を必要とし、その確保等もあわせて当委託先が確実かつ効果的かつ適正に業務を遂行できる能力・実績を有するため。また、会場の一つであるフィッシュダンス音楽練習場の管理運営を行っている本事業者のみが、運営者としてのノウハウを活かした効率的かつ効果的なイベント運営が可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel:078-322-6495)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>モニュメント（海からのたより）移設に伴う概略構造強度評価業務</p>	<p>令和5年5月9日</p>	<p>㈱北海鉄工所</p>	<p>2,145,000</p>	<p>図面上の構造計算をできる技術を持った業者が他にいないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 （TEL:078-322-6490）</p>
<p>王子公園再整備スポーツゾーン等基本計画業務委託仕様書</p>	<p>令和5年5月18日</p>	<p>株式会社 梓設計 関西支社</p>	<p>16,940,000</p>	<p>王子公園再整備に当たっては、市民の意見等を踏まえ令和4年度に策定した基本方針に基づき基本計画を策定する形で進めていくため、令和4年度に実施した『王子公園内スポーツ施設調査等業務（以下、「令和4年度業務」という。）』と本業務は不可分な関係にある。 令和4年度業務において、株式会社梓設計関西支社は、現スポーツ施設の課題や改善点の検証、適正なゾーニングのシミュレーションなど、基本方針の策定において不可欠な調査を行い、有益な結果を提供しており、本業務を履行できるのは、同社の他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL:078-322-5803）</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>(仮称) ハーバージャズナイト開催事業 業務委託</p>	<p>令和5年6月14日</p>	<p>株式会社ラジオ関西</p>	<p>11,582,010円</p>	<p>「(仮称) ハーバージャズナイト」は、神戸ジャズ100周年事業の核となる企画の一つとして取り組むものであり、当企画を通じて「ジャズの街・神戸」を全国に広く発信し、継続的な取り組みに発展させるため、同期間・場所において実施が予定されている「ラジオ関西祭り」と一体的に取り組むことを予定している。一体的に取り組むことにより、「ラジオ関西祭り」のプログラムで予定されている神戸ジャズ推進協議会のラジオ番組「KOBE JAZZ-PHONIC RADIO (関西一円だけでなく、関東一円や東海3県(愛知・岐阜・三重)でも放送)」とのタイアップを行うことが、幅広く「ジャズの街神戸」を発信することが可能となると考えている。また、毎年、開催されている「ラジオ関西祭り」において、「ハーバージャズナイト」の「ジャズの街・神戸」の発信・定着、ナイトタイムエコノミーの推進といった趣旨・目的を踏まえた次年度以降の継続的な開催が期待される。この二つのイベントの実施を一貫して適正に行えるのは、「ラジオ関西祭り」の主催者である(株)ラジオ関西において他にないため、特命随意契約により当該事業者へ委託するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel: 078-322-6598)</p>
<p>旧ハンター住宅及び旧山口邸建物調査業務</p>	<p>令和5年7月3日</p>	<p>(一財) 建築研究協会</p>	<p>6,930,000</p>	<p>委託先は、旧ハンター住宅において、既に他の業務を委託実施中であり、本業務についても旧山口邸とともに、一連で計画・検討を進めることができる。また、調査対象が国指定重要文化財(旧ハンター住宅)、伝統的建造物群保存地区内歴史的建造物(旧山口邸)であることから、今後の修理事業に向けて、建造物保存修理主任技術者等による専門的な調査、判断が必須で、その点で委託先は最適と考えている。さらに、委託先は、歴史的建造物(指定文化財等)の修理等の業務実績が十分で、多くの文化財建造物の修理等の経験が豊富で、建造物の構造等に精通している技能者(主任技術者を含む)を多く有している。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (Tel: 078-322-5798)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市立自然の家リニューアル工事業務委託について</p>	<p>令和5年7月18日</p>	<p>六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体</p>	<p>420,500,000</p>	<p>委託先候補者は、「令和5年度以降の指定管理業務を担う指定管理者」および「令和6年4月のリニューアルに係る設計・施行业務を市から受託して行う事業者」として公募により選定された。選定にあたっては、当該候補者の「施設のリニューアルに関する項目」や「施設の魅力向上に資する事業者投資に関する項目」に対する提案内容が高く評価された。よって、本事業は委託先候補者に委託することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel: 078-322-5284)</p>
<p>ラグビーワールドカップ2023パブリックビューイング運営業務</p>	<p>令和5年8月1日</p>	<p>株式会社神戸製鋼所 ラグビーセンター</p>	<p>3,000,000</p>	<p>株式会社神戸製鋼所 ラグビーセンターは、「コベルコ神戸スティーラーズ」の運営会社であることから、 1. チームや所属選手を同イベントに活用できる唯一の団体である。 2. 同社は、10,000人以上のファンクラブ会員や、約22,000人のTwitterのフォロワー数を抱える「コベルコ神戸スティーラーズ」の運営事業者であることから、同イベントへの周知や集客に向けた告知広報を効果的に行うことができる。 3. 「コベルコ神戸スティーラーズ」は、ジャパンラグビーリーグワンに所属する、神戸市唯一のチームであり、同イベントを共催する、日本ラグビーフットボール協会と密に連携を取り、事業を進めることができる。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel: 078-322-5309)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸ジャズ100周年記念事業 学校へのジャズアーティスト派遣事業」企画調整・運営業務 業務委託</p>	<p>令和5年8月1日</p>	<p>特定非営利 活動法人 関西ジャズ協会</p>	<p>2,000,000</p>	<p>本事業は「神戸ジャズ100周年」を記念し、次世代育成を目的として市内の中学生を対象に神戸を含む関西で活躍するジャズアーティストの生演奏を音楽鑑賞会等の学校行事の中で直に聴いてもらう事業である。 このたびの事業実施にあたっては、既に各学校において年間行事予定が決まっている中、応募のあった8校の学校が希望する日程や編成（出演人数）等のリクエストに臨機対応に対応することが必須となっている。これらに柔軟に対応できるのは、関西で活躍する多くのジャズアーティストが所属している団体であり、日頃よりジャズ音楽の振興・啓発等の取り組みによりノウハウを蓄積している「関西ジャズ協会」において他にないため、特命随意契約により、当該事業者に委託するものである。 NPO法人 関西ジャズ協会 会員数（ミュージシャン会員103名・賛助会員106名） （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel:078-322-5166)</p>
<p>海軍操練所跡埋蔵文化I発掘調査に伴う空中写真測量業務（変更契約）</p>	<p>令和5年8月30日</p>	<p>(株) GEOソリューションズ</p>	<p>2,603,700</p>	<p>当初契約では撮影回数を2回としていたが、想定よりも遺構の残存状況が良好であり撮影回数を増やす必要性が生じた。受託業者は、当遺跡の空中写真測量業務を行った業者であり、前回の撮影データに加えて、新たなデータの追加加工を効率的に行える。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第2項に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (Tel:078-322-5798)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>新三宮図書館内装等に関する設計業務</p>	<p>令和5年9月20日</p>	<p>株式会社大林組神戸支店</p>	<p>21,010,000</p>	<p>新三宮図書館は、雲井通5丁目再開発事業において委託先候補による躯体の整備が行われている。世界的な建築家である坂茂氏監修によるものであり、躯体そのものが天井・壁として特徴的な空間を構成するなど、躯体と内装は空間構成上不可分である。 本設計業務では、それらの空間において一体的で魅力的な内装の計画・設計を行うとともに、躯体工事において行う照明等設備との調整を行う必要があり、業務の性質や目的が競争入札に適さないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局中央図書館総務課 (Tel: 078-371-3351)</p>
<p>神戸市立自然の家空調改修工事業務委託について</p>	<p>令和5年9月22日</p>	<p>六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体</p>	<p>70,000,000</p>	<p>委託先候補者は、令和6年4月の自然の家リニューアル工事に係る業務の委託先である。本件で空調改修を行う摩耶施設についてもリニューアル工事の対象となっており、且つ、施設を休館している令和6年3月末までにリニューアル工事と本件工事を完了しなければ4月からのオープンに支障をきたす恐れがあるため、本件工事とリニューアル工事との間で綿密な調整(工事箇所、現場事務所の設置、スケジューリング、執行体制等)が不可欠である。 以上の理由により、別の事業者が本件工事を行うよりも確実に効率的な事業執行が可能であると考えられるため、本件については自然の家リニューアル工事に係る業務の委託先と随意契約により契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel: 078-322-5284)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>旧生田文化会館の施設管理業務</p>	<p>令和5年9月26日</p>	<p>関電ファシリテーズ株式会社</p>	<p>3,600,889</p>	<p>・旧生田文化会館は同建物にある山手地域福祉センターの移転にかかる議論の進捗が不透明であるため、施設管理業務については半年ごとの契約にする必要があり、それに応じた施設管理のスケジュールの立案も必要になる。半年間の契約を締結することが条件となるが、これまで生田文化会館の施設管理業務を受託していた実績もあり、半年間の施設管理業務のスケジュールを立てられるのは、本業者しかない。</p> <p>・本事業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者との契約のもとで行っており、これまでの現場の状況等をよく把握している。また、半年間という短期間で、熟練した管理者と清掃員を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年生田文化会館の管理運営を受託しており、成績も良好である本業者しかない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel:078-322-6495)</p>
-----------------------	------------------	----------------------	------------------	--	--